

# 【未熟児養育医療】 申請窓口が市町村へ変わります！

- 島根県健康福祉部健康推進課 -

島根県が実施していた「未熟児養育医療」は、法律改正（母子保健法）により、平成 25 年 4 月 1 日から市町村が実施することとなります。

そのため、平成 25 年 4 月 1 日以降はお住まいの市町村（住民票登録地）が申請窓口になりますので、ご注意ください。

## ★平成 25 年 3 月 31 日までの出生児の申請手続きをする場合★

- ・ 島根県（保健所）へ申請手続きを行ってください。

## ★平成 25 年 4 月 1 日以降の出生児の申請手続きをする場合★

- ・ お住まいの市町村窓口へ申請手続きを行ってください。

## ★平成 25 年 4 月 1 日以降の有効期間の養育医療券をお持ちの場合★

- ・ 4 月 1 日以降の有効期間の養育医療券は、お住まいの市町村から新たに発行されます。

（医療券番号が変わります。）

※養育医療券に変更（住所、保険等）が発生した場合は、窓口までお知らせください。

### \* 未熟児養育医療とは \*

身体の発育が未熟なまま出生した特に重症な未熟児の健全な育成を図るため、入院治療の医療費の一部を公費により負担する制度で、島根県内に住所を有する 1 歳未満の乳児を対象とする制度です。

#### 対象となる乳児

- |  |
|--|
| ① 出生時の体重が 2,000 グラム未満の乳児   |
| ② 生活力が特に薄弱である乳児<br>（※体重が 2,000 グラムを超えていても、呼吸器・循環器・消化器・運動機能が未熟である等、対象になる場合があります。） |

